

生地 甲 達 第 2 8 号  
生企 甲 達 第 3 4 号  
平成 1 5 年 9 月 5 日

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

## 非常通報装置の設置及び運用要領の制定について

非常通報装置（緊急通報を行うべき事案の発生に関する情報をあらかじめ記録された音声又はデータにより通信指令室に送信するための装置をいう。以下同じ。）による通報については、迅速かつ的確に対応する必要がある一方、誤報等の多発により通信指令業務に支障が生じるおそれがあることから、みだしの要領を下記のとおり制定し、平成15年10月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、非常通報装置の設置運用に伴う取扱要領の制定について（昭和53年警外訓第2号）は、廃止する。

### 記

#### 第1 目的

この要領は、非常通報装置が犯罪等の発生に際し有効な急訴手段として活用されるよう、その設置及び運用の適正を期することを目的とする。

#### 第2 非常通報装置の設置対象施設

非常通報装置は、警察の指導に沿った防犯・安全確保のための措置が執られている金融機関、郵便局、学校、児童福祉施設その他の公共的施設、重要防護対象施設若しくはこれに準ずるもの又はこれらに準ずる施設のうち、当該施設に係る地域の治安状況、通信指令室における受理体制等の事情を総合的に勘案して、非常通報装置の設置が適当であると認められるものに設置するものとする。

#### 第3 非常通報装置等の要件

非常通報装置又は非常通報装置による通報は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 センサー等による感知により自動的に通報する装置ではないこと。
- 2 誤動作による誤報等を防止するための機能及び正常に通報されているか否かを確認することができる機能を備えた装置であること。
- 3 通信指令室において、非常通報装置から送信される音声又はデータによる情報を確実に受信し、発信番号通知その他の方法により、当該装置による通報であること及び当該装置による通報の発信地を認識することができること。
- 4 通信指令室において、逆信、画像その他の方法により、非常通報装置の周囲の状況を確認することができること。
- 5 1から4に掲げるほか、通信指令業務に支障が生じるおそれがないと生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）が認めるものであること。

#### 第4 非常通報装置の設置及び運用に係る手続

- 1 福井県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、非常通報装置を設置する者（以下「設置者」という。）に対し、あらかじめ十分な時間的余裕を持って、非常通報装置設置申請書（様式第1号）により申請するよう指導するものとする。
- 2 1の申請は、設置者が非常通報装置を設置する施設（以下「設置施設」という。）の所在地を管轄する警察署長（以下「管轄警察署長」という。）を経由して警察本部長あてに、次に掲げる書面を添付して提出することにより行うものとする。
  - (1) 設置施設付近の見取図
  - (2) 設置施設内部の平面図に非常通報装置の取付位置を表示したもの
- 3 管轄警察署長は、1の申請について必要な調査及び指導を行った上、その結果を記載した非常通報装置設置に関する調査書（様式第2号）により地域課長を経由して警察本部長に報告するものとする。
- 4 警察本部長は、3の管轄警察署長の報告に基づき、1の申請について、第2の施設に該当し、かつ、第3の要件を満たすと認められる場合は、設置者に対し、非常通報装置設置（承認・不承認）通知書（様式第3号）を交付して、その設置を承認する旨通知するものとし、運用開始届（様式第4号）を管轄警察署長を経由して警察本部長あて提出するよう指導するものとする。
- 5 非常通報装置による通報は、緊急通報を行うべき事案が発生した場合であって、通常の緊急通報を行うことが困難であるときに限って行うものとするほか、警察本部長は、必要に応じて、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して適当と認められる条件を付すものとする。
- 6 警察本部長は、1の申請について、第2の施設に該当せず、かつ、第3の要件を満たさないと認められるため承認しない場合は、設置者に対し、非常通報装置設置（承認・不承認）通知書により不承認とした理由を示した上、その旨を通知するものとする。
- 7 運用開始届を受理した警察本部長は、設置者に対し警察本部長の指示に従い、開通試験を行うよう指導するものとする。
- 8 警察本部長は、設置者が1の申請の内容を変更する場合は、管轄警察署長を経由して警察本部長あてに、非常通報装置設置変更申請書（様式第5号）を提出するよう指導するものとする。
- 9 管轄警察署長は、設置者から8の変更申請があった場合は、当該変更に対する意見を付した上、これを警察本部長に送付するものとする。
- 10 警察本部長は、9の意見に基づき、8の変更申請について、警察業務に支障を来さないと認められる場合は、設置者に対し、非常通報装置設置変更（承認・不承認）通知書（様式第6号）を交付して、その変更を承認する旨通知するものとする。
- 11 警察本部長は、8の変更申請について、変更を承認しない場合は、設置者に対し非常通報装置設置変更（承認・不承認）通知書により不承認とした理由を示した上、その旨を通知するものとする。
- 12 警察本部長は、設置者に対し非常通報装置による通報を適切に行い、誤報等を防止するために必要な措置を講じるとともに、非常通報装置の構造等につき十分な知識を有する者の保守点検を定期的に受け、その結果を記載した書面を保管しておくよう指導するものとする。

- 13 警察本部長は、設置者に対し非常通報装置による誤作動があった場合は、当該誤報等の原因を究明し再発防止のための措置を講じた上、その結果を記載した非常通報装置誤報措置報告書（様式第7号）を管轄警察署長を経由して警察本部長あてに提出するよう指導するものとする。
- 14 警察本部長は、設置者に対し設置施設ごとに運用責任者を置き、7、12及び13の事務を行わせること及び、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して警察本部長又は管轄警察署長が行う指導に従うよう指導するものとする。
- 15 警察本部長は、設置者が非常通報装置を廃止する場合は、その旨を記載した非常通報装置廃止届（様式第8号）を管轄警察署長を経由して警察本部長あてに提出するよう指導するものとする。
- 16 警察本部長は、設置者又は運用責任者が、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して警察本部長又は管轄警察署長が行う指導に従わない場合は、設置者に対し、当該装置による通報には対応することが出来ない旨通知するものとする。
- 17 1から16の手続のほか、非常通報装置の設置及び運用に係る手続に関して必要な事項は、警察本部長が定めるものとする。

#### 第5 非常通報装置の設置及び運用に関する留意事項

- 1 警察本部長及び管轄警察署長は、設置者及び運用責任者に対し、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して警察本部長又は管轄警察署長が行う指導に従うよう、第4の手続について、あらかじめ十分に説明するものとする。
- 2 警察本部長及び管轄警察署長は、非常通報装置に係る申請の内容が最新の情報に更新されているか等、非常通報装置の設置状況を定期的に確認し、非常通報装置による通報に迅速かつ的確に対応することができる体制になっているか等について検証するものとする。
- 3 警察本部長は、非常通報装置による通報又は誤報等の件数等、非常通報装置の運用状況を定期的に確認し、非常通報装置による通報が適切に行われているか、誤報等の多発により通信指令業務に支障が生じていないか等について検証するものとする。

#### 第6 経過措置

特定郵便局に設置する通報装置からの110番直接通報の試験実施に伴う取扱要領について（平成10年生地第72号）による当該取扱要領の通報装置は、本通達の非常通報装置として取り扱うものとする。

様式省略